

十月六日

第五七號

閱

(中村)

軍務

米二普通合第四六五四號

昭和十五年十月十九日

五二二六

外務次官心得 大橋 忠

陸軍次官 阿南 惟 幾 殿

「コロンビア」國軍事使節訪米ニ關スル件

本件ニ關シ今般在哥坂根公使ヨリ別紙寫ノ通來信越セルニ付御參
考迄右茲許送付ス

本信送付先 陸軍、海軍兩次官

陸軍省
和昭
15.10.20
午前
官

紙添附

陸軍省
16.10.21
1385
軍務課

外務次官心得

寫

昭和十五年九月七日

在「コロンビア」

特命全權公使 坂根 準三

外務大臣 松岡洋右殿

「コロンビア」國軍事使節訪米ニ關スル件

米國政府カ中南米諸國軍事使節ヲ招聘シ米國各地軍事基地及設備等ヲ視察セシムルコトトシ關係各國ニ對シ招請狀ヲ發シタル次第ハ八月中旬ノ新聞ニ報道セラレタルカ當國政府ハ右招請ニ對シ左記四名ヲ派遣スルコトニ決シ一行ハ本月末當地出發米國ニ於テ第一班（對拾ヶ國使節）ニ加ハリ十月初メヨリ二週間各地ヲ巡視スヘキ旨公表セリ

記

參謀總長 「ルイス、エメ、カスターネダ」

(General Luis M. Castañeda)

外務省

5

空軍部長陸軍中佐 「エルネスト、ブエナビエンツォラ」

(Ten. Coronel Ernesto Buenaventura)

士官學校長陸軍中佐 「ヘルマン、オカンボ」

(Ten. Coronel Germán Ocampo)

陸軍少佐 「エルナンド、モラ、アングエイラ」

(Mayor Hernando Mora Angueira)

右御參考迄ニ報告申進ス

外務省

十月廿八日

信

六七

中村

軍務

閱

拾年保

五九

米二普通合第四六五三號

昭和十五年十月十九日

15.10.22
陸軍省
大官

別紙添附

陸軍省
15.10.22
1393
軍務課

外務次官心得 大橋 忠

外務次官心得

陸軍次官 阿南 惟幾 殿

智利國ニ於ケ 交戰國潜水艦ニ對スル禁創制定
ニ關スル件

本件ニ關シ今般在智鹽崎公使ヨリ別紙寫ノ通來信感タルニ付御參
考迄右茲許送付ス

本信送付先 陸軍省、海軍省

寫

昭和十五年八月七日

在智利

特命全權公使 鹽崎 觀三

外務大臣 松岡 洋右 殿

智利國ニ於ケル交戰國潜水艦ニ對スル禁則制定
ニ關シ報告ノ件

智利國政府ハ歐洲戰爭擴大ノ結果自國ノ國防及中立カ交戰國潜水艦ニ依リ脅威、侵害セララルニ至ルコトアルヘキヲ考慮シ客月八日附大統領令（外務省關係）ニ依リ之等艦艇ノ當國領海内ニ於ケル行動ニ關シ左記ノ如キ禁止規定ヲ制定シ本月六日附官報ヲ以テ之ヲ公表セリ

右御參考迄報告申進ス

記

七月八日附大統領令第一、一二〇號

憲法及諸法律ノ規定ニ基ク當共和國對外安全ノ保持ニ關スル憲法第七十一條ノ賦與シタル權限ヲ行儀シ、

歐洲ニ於ケル戰爭狀態カ右安全ニ影響ヲ及ホシ又智利國カ現ニ制定シ且ツ之ヨリ離脫スルヲ欲セサル中立ヲ危殆ナラシムルカ如キ事態ヲ誘導スルコトアルヘキニ留意スルト共ニ、

海洋ニ於ケル戰鬪行爲ハ海岸線長大ナル諸國カ潜水艦ノ如キ軍艦ノ活動ニ對シ有スル脆弱性ヲ立證セルコト及ヒ、

此ノ種艦艇ハ智利國ノ對外安全及其ノ中立義務ノ忠實ナル遂行ニトリ危險ヲ構成スルニ至ルコトアルヘキニ鑑ミ、

而シテ一九三九年十月五日巴奈馬會議ニ於テ採擇セラレタル米洲諸國ノ中立ニ關スル一般宣言ヲ体シ、

左ノ如ク制定ス

一切ノ交戰國潜水艦ニ對シ智利國港、灣、潟、運河ヘノ寄航又ハ當國領水内滞在或ハ航行ヲ禁止ス但シ右禁則ハ海洋ノ狀態又ハ損傷等

外務省

ノ理由ニ依リ智利國領水内ニ立入ルヲ餘儀ナクセララルコトアルヘ
キ潜水艦ニ對シテハ適用セサルヘク斯カル場合ニ於テ該潜水艦ハ其
ノ當國領水内ニ於ケル存在ヲ國際信號ヲ以テ通告スルコトヲ要シ且
ツ其ノ正當ナル存在理由消滅セルトキハ直ニ右領水ヨリ退去スヘキ
モノトス又右ノ場合之等潜水艦ハ其ノ上部構造物ヲ容易ニ識別シ得
ル如ク水上ニ露出スルト共ニ國旗ヲ掲揚シテ海面ヲ航行スルコトヲ
要ス

十月廿八日
結

第七七號

中村

軍務

閱

於年保

五二九三

米二普通合第四六七五號

昭和十五年十月二十一日

15.10.22
陸軍省
大官

別紙添附

之章

陸軍省
15.10.22
1394
軍務課

外務次官心得 大橋 忠

陸軍次官 阿南 惟幾 殿

米國ノ南米諸國ニ海空軍根據地租借説ニ關スル件

本件ニ關シ今般在亞大森代理公使ヨリ別紙寫ノ通來電越セルニ付御參考迄右茲許送付ス

本信送付先 陸軍省、海軍省、拓務省、企畫院、大藏省、商工省

外務省

寫

十月十七日前着

松岡外務大臣宛在亞大森代理公使來電寫

米國筋ノ外電ハ最近類リニ南米諸國ニ於ケル米國ノ海空軍根據地租
借説ヲ報シ居ル處亞細亞外務大臣ハ十四日新聞記者トノ會見ニ於テ亞
細亞政府ハ直接間接ニ米國ヨリ此ノ種ノ交渉ヲ受ケタルコトナシ又伯
刺西爾、智利ニ於ケル租借問題ニ付テモ何等ノ情報ニ接シ居ラスト
語リ全面的ニ右ノ風説ヲ否定セリ

第八七第

保存期限 三年
 決裁指定
 決行指定

房官臣大		課局務主		大臣		件名	受番	政務大官 回付	決裁後 連帶 課名
了結	領受	出提	領受	號番	大臣				
昭和	昭和	昭和	昭和	五務課第一二三號	大臣				
年	年	年	年		局長				
月	月	月	月		次官				
日	日	日	日		政務次官				
(決行)後		帶連		局長		起元廳(課)名		外務省	
局長		局長		局長		外務省		陸軍	
長課		長課		長課		書記官			
		兵務課		兵務課		審案			
						審記者			

陸軍

陸軍

副官ヨリ教育總監部庶務課長、

憲兵司令部本部長宛通牒（以下陸普）

本邦ノ實情視察ノ為近々来朝スヘキ首題ノ一行（別紙参照）ハ来ル十月二十八日（月）午前九時ヨリ約一時間半陸軍東京幼年學校ノ見學ヲ出願許可セラルシニ付可然取計ヒ相煩度

陸普第七五一六號

昭和五年十月廿五日

副官ヨリ外務次官心得宛回答

十月二十一日附文化一普通第七四五號ヲ以テ所照會ニ係ル首題ノ件来ル十月二十八日（月）午前九時ヨリ約一時間半陸軍東京幼年學校ノ見學ヲ許可セラル候條及回答候也

陸普第七五一六號

昭和五年十月廿五日

文化一普通第七四五號

昭和十五年十月二十一日

外務次官心得 大橋 忠

陸軍次官 阿南 惟幾 殿

天津英佛租界日語教師訪日旅行團ニ對シ便宜
供與ノ件

外務省文化事業部補助ノ下ニ來朝セル天津英佛兩租界支那人日語教
師訪日視察團一行（氏名別記ノ通計三十六名）ハ事變下ニ於ケル日
本ノ實狀視察ノ爲本邦各地ヲ見學ノ豫定ナル處來ル九月二十^八日^東廣
島^島幼年學校ヲ參觀致度希望ヲ以テ便宜供與方當方ニ依頼アリタルニ
付右御許可方御取計相成度何分ノ儀御回示相煩度此段御依頼申進ス

15.10.22
外務省

1022
1395
軍務課

外務省
心得

福山

河野

記

天津市第一回英佛租界日語教師訪日旅行團員名簿

一 引率者 四名

團長 (天津特別市公署) 陳葆元

副團長 (天津特別市公署) 杉岡道樹

輔導役 (天津特別市立師範學校) 金田義一

輔導役 (天津特別市立女子中學校) 林克馬

二 團員 三十二名

氏名 勤務校

鄒士學 工商學院附屬中學校

石家驥 志達中學校

張 耀華中學校

于振華 旅津廣東中學校

于鳳九 浙江初級中學校

外務省

劉世倫 吳端祥 黃集生 蔡暄春 賀志敏 丁鴻助 翁思敬 李國章 李士堃 維壽儕 許瑞霖 邱驥才 孫樹聲 鄭恩亞

進修初級中學校
木齊中學校
志達中學校
耀華中學校
大同初級中學校
衆成商業職業學校
老西開中學校
聖功女子中學校
法漢中學校
慈惠小學校
崇仁小學校
旅津廣東小學校
美育小學校
木齊小學校

外
務
省

總員 三十六名

何錦琴	查成功	黃玉書	劉志宏	邱淑明	王春泉	侯憲	宋康	高寄毫	張庭芝	劉從周	馮祝	鄭福域
-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	-----	----	-----

競存小學校	立德小學校	志達小學校	志達小學校	志達小學校	新亞小學校	廣育小學校	大同初級中學校	今是小學校	中日中學校	天津中學校	育才商業學校	福德小學校
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---------	-------	-------	-------	--------	-------

外務省

別紙

陸軍

天津市第一回英佛租界日語教師訪日旅行團員名簿

一、引率者 四名

團長（天津特別市公署） 陳葆元

副團長（天津特別市公署） 杉岡道樹

輔導役（天津特別市立師範學校） 金田義一

輔導役（天津特別市女子師範學校） 林克馬

二、團員 三十二名

氏名

勤務學校

鄒士學

工商學院附屬中學校

石家驥

志達中學校

李	李	維	許	邱	孫	鄭	何	查	黃
國	士	壽	瑞	驥	樹	恩	錦	成	玉
章	堃	儕	霖	才	聲	亞	琴	功	書

聖功女子中學校	法漢中學校	慈惠小學校	崇仁小學校	旅津廣東小學校	美育小學校	木齊小學校	競存小學校	立德小學校	志遠小學校
---------	-------	-------	-------	---------	-------	-------	-------	-------	-------

總員 三十六名

劉	邱	王	侯	宋	高	張	劉	馮	鄭
志	淑	春			寄	庭	從		福
宏	明	泉	燾	康	毫	芝	周	祝	城

志達小學校	志達小學校	新亞小學校	廣育小學校	大同初級中學校	今是小學校	中日中學校	天津中學校	育才商業學校	福德小學校
-------	-------	-------	-------	---------	-------	-------	-------	--------	-------

機密

十月廿八日

第九七第 編

陸

中

陸務

米二機密合第四六七四號

昭和十五年十月二十一日

押印

壹第 五二九四

外務次官心得 大橋 忠

陸軍次官 阿南 惟幾 殿

巴奈馬國憲法改正案ニ關スル件

本件ニ關シ今般在巴奈馬大野代理公使ヨリ別紙寫ノ通來電越セルニ付御參考迄右茲許送付ス

本信送付先 陸軍、海軍、拓務各次官、企畫院次長

15.10.22 前大臣 陸務

別紙添

附 22 1392 軍務

外務次官心得

寫

十月十八日前着

松岡外務大臣宛在巴大野代理公使來電寫

十七日政府ハ議會ニ憲法改正案ヲ上程ノ運ニテ内容ニ就イテハ未發表ナルモ時局柄米側指金ニテ在留邦人閉出シ條項ヲ含ムヤモ知レストノ風説モアリ注意シ居タル處諸情報ヲ綜合スルニ主要點左ノ通ト觀測セララル

一 議員及大統領ノ任期ヲ六年トス

二 公益事業管理權及私有財產徵用權ヲ政府ニ與フ

三 好マシカラサル種族ニ對シ歸化條件ヲ嚴重ニシ市民權ヲ拒否ス

右ニ該當スル種族カ問題ナルモ西印度諸島黑人及支那人其他ヲ指スモノト稱セララル

(了)

閱

十月廿日

第八〇八號

中村

軍務

結

米二普通合第四六五五號

昭和十五年十月十九日

拾年保

五三〇三

15 0.22

外務次官心得 大橋 忠

陸軍次官 阿南 惟幾 殿

智利國軍備擴充緊急法案ニ關スル件

本件ニ關シ今般在智鹽崎公使ヨリ別紙寫ノ通來信越セル付御參考
迄右茲許送付ス

本信送付先 陸軍、海軍兩次官

別紙添附

外務次官心得

陸軍省 15 10 22 1391 軍務課

寫

昭和十五年八月十三日

在智利

特命全權公使 鹽崎觀三

外務大臣 松岡洋右 殿

智利國軍備擴充緊急法案ニ關スル件

本件法案ニ關シテハ曩ニ客月中旬往電ヲ以テ其ノ概要及報告置タル
處今般別紙甲號ノ如キ右法案全文ノ假譯ヲ作成セルニ付右送付旁同
法案ニ關スル當地各紙ノ論評要旨別紙乙號ノ通り報告申進ス

外務省

智利國軍備擴充緊急法案假譯

一九四〇年七月十一日
當國議會ニ上程

(理由)

一、歐洲戰爭ノ齎シタル事態ノ影響程度及其ノ範圍ニ關シテハ未タ之ヲ全面的ニ決定スル能ハサルモ右ハ米洲諸國ヲシテ國防不備ヨリ生スル危險ヲ除ク爲メ妥當ナル警戒並防衛手段ヲ講スルコトヲ餘儀ナクセシメタリ

一、智利國ハ從來モ公正ナル中立及各國トノ和平、友好政策ヲ執リ來リ今後モ右政策ヲ堅持スル意圖ヲ有スルモノナル處事前ニ主權擁護措置ヲ講シ置クニアラサレハ崇高ナル當國ノ意圖モ或ハ他日脅威ヲ受クルコトナキヤヲ懸念セララル

一、政府カ前記國際的和平政策遂行ノ爲メニハ國家ノ經濟的富源ニ依存スルト共ニ國家ノ有スル一切ノ人的、物的資源ヲ動員シ凱切ナル國防ノ整備ヲ施シ得ル如キ合法的手段ニ倚賴スルコトヲ要ス
一、當國ニ於テハ不幸ニシテ現在迄等閑ニ附サレ來レル國防ヲ活潑且

迅速ニ整備スルコト急務トスル處之カ爲メニハ單ニ軍需資材ノ購入ノミナラス協調的ニ且愛國の犠牲ヲ以テ遂行セラルヘキ國防計劃ニ即應セル工、鑛、農、商業及運輸業各資源ノ協力ニ俟タサルヘカラス

一、政府ハ全生産分野ニ於ケル増産獎勵ハ各生産部門ノ内部的整頓ト相俟テ此ノ種計劃具現ノ基本的條件ナリトノ持論ヲ控ケサルモノニシテ生産助長ヲ以テ國家主權及領土保全ト謂フカ如キ最モ重大ナル集團的必要充足ニ資セシメントスル目的ヲ有スル本法案ニ關シテモ政府ハ同様ノ見解ヲ有ス

右緊急法案トシテ提出セル本法案ニ關シ議會カ速ニ之カ採否ヲ決定スルノ要アルコトハ贅言ヲ要セサル所ナリ
(法案)

第一章

第一節 國防最高會議ノ創設

第一條、國家ノ對外保安ニ關スル諸問題ノ研究及決定ニ付キ政府ヲ
輔佐スル目的ヲ以テ國防最高會議ヲ創設ス

右會議ノ構成員中ニハ(イ)國防大臣(議長)、(ロ)大藏大臣及外
務大臣、(ハ)陸、海、空軍各司令官、(ニ)陸、海、空軍各參謀總
長ヲ含ミ陸、海、空軍各次官ヲ以テ同會議ノ書記官トス

第二條、會議ハ左ノ權限ヲ有ス

- (イ)、前條所定ノ方法ニ依リ政府ヲ輔佐スルコト
- (ロ)、陸、海、空軍用資材供給ノ爲メ各軍ノ必要並ニ資力ニ應
シ之カ賣込入札ヲ求ムルコト
- (ハ)、各場合ニ應シ陸軍、海軍或ハ空軍當局ヨリ豫メ其ノ技術
的報告ヲ徴シタル上右入札ノ決定ヲ行フコト
- (ニ)、諸外國市場ヲ研究シ或ル一國ヨリ購入シ得ヘキ軍需資材
ノ價額ト右代償トシテ同國向ニ輸出スヘキ智利國產口品ノ

數量トヲ睨ミ合セ最モ有利ナル求償ノ決定ヲ爲スコト
(ホ)、豫メ關係技術機關ニ對シ所要報告書ノ提供ヲ求メタル上
當該求償取引實施ノ爲メ必要ナル國產品ノ買上ケ及輸出
ヲ行フコト

第二節 財源

第三條、國防最高會議ノ申請ニ基キ大統領ニ對シ十億ペソノ額迄一
又ハ數個ノ内債若クハ外債ヲ求ムル權限ヲ賦與ス但シ右國債
ニ對スル利子ハ年五分ヲ超ユルコトヲ得サルモノトス

第四條、本法所定ノ諸目的達成ニ資スル爲メ左ノ諸稅ヲ設定ス

- (イ)、外國硬貨及紙幣ノ兩替業ヲモ含ム商取引總額ニ對シ一分
- (ロ)、月額一千ペソ以上二千ペソ未滿ノ所得ニ對シ一分
- (ハ)、同二千ペソ以上三千ペソ未滿ノ所得ニ對シ二分
- (ニ)、同三千ペソ以上四千ペソ未滿ノ所得ニ對シ三分
- (ホ)、同四千ペソ以上ノ所得ニ對シ四分

第五條、前條ノ規定ニ依リ供與セラルル資金ハ本法第三條ニ從ヒ求
メラルヘキ國債ノ償還ニ對シ之ヲ優先的ニ充當スルモノトス
第六條、本法第四條所定ノ課稅ハ一九四〇年七月一日ヨリ之ヲ實施
ス

第二章

第一節 國防ニ關スル一般規定

第七條、國家的利益及安全感ノ要求スル所ニ從ヒ大統領ニ對シ一切
ノ外部的侵略ニ對抗スヘキ國力整備ノ必要上ヨリ且ツ國防最
高會議ノ要請ニ基キ凡ユル商、工業其ノ他ノ企業ヲ一國防上
不可缺ナルモノトシテ宣言スルコト、該宣言ヲ受クヘキ企
業ニ付キ所要ノ強制的指令若クハ準則ヲ制定シ之カ經營ヲ指
導、統制スルコト及ヒ一般的ニ經濟竝勞動制度ヲ國家抵抗力
ノ涵養竝確保ナル根本的目的ニ照シ最モ有效タラシムル爲必
要ト認ムル一切ノ措置ヲ講スルコトヲ許可ス

第八條 公共的諸事業殊ニ國民生活必需品ヲ供給スル事業ハ本法公布ノ日ヨリ起算シテ六ヶ月以内ニ國防最高會議ノ決定スヘキ方法ニ依リ其ノ施設ニ對シ防禦手段ヲ講スヘシ
此ノ種事業ハ其ノ何タルヲ問ハス右要件ヲ履行セサル限り將來之ヲ開設スルコトヲ得サルヘク且前顯ノ目的ニ副ヒ其ノ防禦設備ノ圖面三通ヲ國防省ニ對シ提出スルヲ要ス

第九條 前述ノ義務ハ國防最高會議カ指定スヘキ私營事業ニ對シテモ同様之ヲ課スヘク右ニ依リ生スル經費ハ各個人ノ負擔トス但シ政府ハ大統領カ豫メ國防最高會議ノ報告ヲ徵シ定ムル條件ト割合ニ從ヒ右經費ノ一部ヲ國防特別資金ヲ以テ補助スルコトヲ得ヘク又國防上必要ト宣言セララルル國營事業乃至諸活動ニ對シテモ同シク右資金ヲ以テ國家ニ對シ補助ヲ與フルコトヲ得

第十條 公共的事業經營ノ任ニ在ル會社従業員ハ智利人タルコトヲ

要ス但シ右ノ内特殊智識ヲ必要トスル業務ニ付テハ大統領ニ於テ之ヲ指定シタル上外國人ニ對シ就業ヲ許可スルコトヲ得同様ニ大統領ハ國家ノ安全並進展上重要活動ヲ行フ官營、半官半民及私營會社ニ對シテモ前記智利人ヲ就業セシムルノ義務ヲ課スルコトヲ得

既設會社ハ本法公布ノ日ヨリ起算シテ六ヶ月以内ニ本條第一項所定ノ義務ヲ履行スルコトヲ要シ又前項ノ規定ニ基キ大統領ニ依リ課セラルル義務ハ當該大統領令ノ定ムル期間内ニ於テ之ヲ履行スヘシ

第十一條 外國自然人又ハ法人及外國人ノ參加シ居ル會社ニ對シ陸境ヨリ五〇秆又海岸ヨリ一五秆以内ニ在ル農業用土地、工業若クハ鑛業上ノ利權ヲ購入、租借、開發或ハ經營シ又國防最高會議ノ指定スル以外ノ財産ヲ取得スルコトヲ禁止ス但シ大統領ニ於テ明カニ右許可ヲ賦與スル特定ノ場合ハ此ノ限りニ

アラス

本條ノ規定ニ違反スル取引ノ行ハレタル場合大統領ハ當該財産ヲ公開競賣ニ附シ關係利權乃至ハ許可ヲ取消スヘキ旨制定スルコトヲ得ヘク右ニ依リ生スル一切ノ收益ハ國庫ニ歸屬シ且違反者ニ對シテハ損害賠償其ノ他ノ支拂ヲ行フ要ナキモトス

第二節 罰則

第十二條 國家ノ中立ヲ危殆ナラシメ又ハ之ヲ攪亂セントスル一切ノ活動ハ犯罪ヲ構成シ右ニ對シテハ輕禁錮中ノ最モ重キ刑ニ處スルカ又ハ一千「ペソ」以上五千「ペソ」未滿ノ罰金ヲ課徴スヘク大統領ハ本犯罪ヲ構成スヘキ事實ノ侵犯ヲ防止スル爲メ必要ト認ムル警察的措置ニ付キ規定ヲ設クヘシ

第三節 收用

第十三條 大統領ハ國防最高會議ノ要請ニ基キ陸境ヨリ五〇斤又海

岸ヨリ一五軒以内ニ存スル一切ノ農業用土地、鑛業或ハ工業上ノ利權竝經營其ノ他ノ財産ヲ公益物トシテ宣言シ之等ノ收用ヲ決定スルコトヲ得ヘシ

第十四條 大統領ハ前條ニ指定セルト同様ノ方法ニ依リ國防ニ資スヘキ一切ノ發明ヲ收用スルコトヲ得ヘシ

第十五條 前諸條所定ノ收用ニ對シテハ一九三一年五月十五日附法令第一八二號ニ關聯シ一九一七年九月二十九日附法律第三、三一三號中ニ定メラレタル諸規定ヲ適用スヘシ

第四節 本法發効期日

第十六條 本法ハ前掲第六條ノ規定ニ拘ハラヌ官報ニ公布ノ日以後之ヲ實施ス

(乙號)

エル、メルクリオ紙（右翼系ナルモ現政府ニ對シ中立）一七月十三

日附

本紙ハ幾多ノ機會ニ於テ當國ノ不安ナル國防條件ニ關シ國民ノ注意ヲ喚起シ之カ全面的強化ニ付キ輿論ノ誘導ニ努メ來レルカ右カ奏效セルニヤ最近ニ至リ國防上萬事有利ナル氣運力醸成サレツツアリ今次法案ノ如キモ右證左ノ一ナルヘシ尤モ同法案ハ纔ニ國防法トシテノ概要ノミニテ尙此種法案カ當然備フヘキ細目ニ付キ多々缺クル所アリ又同法案第二章ノ國防關係一般規定中ニハ第七條及第十條第一項但書ノ規定ノ如ク憲法ニ牴觸スルヤニ見ユルモノアリ之等ハ中立違反行爲ニ對スル第十二條ノ制裁規定ト共ニ後日本法案審議ニ際シ法律家ニ依リ充分檢討セラルル餘地アルヘク就中右制裁規定ノ如キハ本法案カ偶々英、佛、獨、伊カ交戰國タル現狀ニノミ拘泥シ起案セラレタルカノ如キ感アリ何時如何ナル事情ニ依リ當國カ其ノ中立ヲ維持スル能ハサルニ至ルヤモ測ラレス從テ中立ナルモノハ絕對不

變ノ國是ニアラス國家ヲ代表スル輿論カ中立ニ悖ル如キ決定ヲ行フ
要アルニ立至ル場合右ニ制裁ヲ適用スルコトハ不當ト稱セサルヘカ
ラス要之本法案ノ内容トスル所ハ極メテ機微ナルヲ以テ不識ノ間ニ
憲法ニ背馳スルコトモアルヘク國家ニ對シ凱切ナル國防措置ノ採用
ヲ容易ナラシメントスル思想自體ハ之ヲ諒トスルモ國防最高會議ノ
實效性及其ノ立案ニ係ル各種國防計畫實行ヲ賭フヘキ財源トシテ示
サレ居ル所ニ關シテハ懷疑的ナラサルヲ得ス斯ル意味ニ於テ吾人ハ
政府ニ對シ本法案ヲシテ必要ニ即應シ、思慮アリ他法規ト牴觸セス
適用スルヲ得テ而モ有效ナルモノタラシムル様慎重研究方ヲ慫慂ス
ル次第ナリ云々

ラ、ナシオン紙（政府機關紙）一七月十二日附

政府草案ノ緊急國防法案ハ眞ノ國家的要求ニ應フルモノニシテ當國
ノ現狀ハ全く無防備トモ稱シ得ヘク我カ國軍ハ廣大ナル領土、長大
ナル海岸線ノ防衛上最モ基本的ナル要素ヲスラ缺キ居レリ政府ハ素

ヨリ輿論モ決シテ隣國ニ對シ戈ヲ取ラントスルモノニアラサルコト
ハ明白ノミナラス吾人ハ常ニ米洲ニ於ケル熱心ナル平和主義信奉者
ノ一タルト同時ニ隣國トノ團結強化ニ腐心シ來レルモノニシテ現ニ
當國ハ羅米ノ如何ナル國トノ間ニモ何等見解ノ相違ヲ有セス之等諸
國トノ友好關係ハ逐日緊密ノ度ヲ加ヘツツアリ、更ニ又智利國カ從
來堅持シ來レル嚴正中立ヲ廢棄スルカ如キコトハ倒底アリ得ヘカラ
サル所ナルカ目下西歐文明ヲ暗澹タラシメ居ル戰爭ノ影響ハ世界各
國ヲシテ其ノ最モ尊重スル平和、自由及文明ノ毀損ヲ未然ニ防止ス
ルヲ餘儀ナクセシメツツアリ當國カ其ノ國軍ヲ整備強化セント欲ス
ル所以モ米大陸ヲ外部的侵略ヨリ防衛センカ爲隣邦トノ共同防備戰
線ヲ強化セントスル以外ニ他意ナキモノナリ云々

ラ、オラ紙　（左翼系）　七月十三日附

今次法案ノ議會上程ハ政府カ當國ノ主權、獨立ノ防護及領土保全ニ
對シ有スル大ナル熱意ト關心トヲ示スモノトシテ吾人ノ衷心ヨリ慶

賀ニ堪ヘサル所ナリ、當國ニハ現在ニ關スル限り國防強化ニ專念セサルヘカラサルカ如キ何等特殊ノ對外問題存セサルモ弱小國ノ主權カ脅威ヲ受ケツツアル混沌タル國際情勢ニ顧ミルトキ右ニ對シ未然ニ警戒的手段ヲ講シ置クコトハ爲政者ノ最大義務ニシテ議會ニ於テモ可及的迅速ニ本法案ヲ可決シ以テ政府ニ協力スヘキモノナルコトハ多言ヲ要セサル所ナリ、次ニ同法案ノ内容ハ何レモ軍備ノ改善、整備ニ關スル政府ノ愛國的誠意ノ發露ナルカ唯本法履行上ノ所要財源ニ關スル第一章第二節ノ諸規定ニ付テハ尙研究ノ要アリ即チ同法案カ財源トシテ掲ケ居ル商取引並ニ所得ニ對スル課税ハ現在既ニ其ノ飽和點ニ達シ居ルノミナラス此ノ種間接税ハ其ノ大部分カ俸給生活者ノ負擔ヲ重加スルモノナル處彼等ハ左ラテタニ震災復興法等ニ依リ増税ヲ蒙リ居ルモノナリ他面政府ハ社會的、經濟的活動ヲ阻害セス而モヨリ大ナル收入ヲ得ラルヘキ財源ノ存在ヲ忘却シ居ルモノノ如ク之カ一例ヲ舉クルモ功利心ヲ満足セシムル以外ニ何等一般經

濟活動ニ裨益スル所ナキ銀行保護預リ、不當利得ノ濫床タル株式取引及個人ニ依リ讓渡賣買ヲ爲シ得サル法人財産等アリ吾人ハ大藏大臣ニ對シ右三者乃至ハ之等ト類似ノ新財源ニ着眼シ本法施行上ノ經費ニ關シ再檢討ヲ要請スルモノナリ云々

十月廿八日

結

中村

一八

軍務

閱

拾年保

五二四

15.10.22

別紙添附

陸軍省
15.10.22
1390
軍務課

米二普通合第四六六四號

昭和十五年十月十九日

外務次官心得 大橋 忠

外務次官心得

陸軍次官 阿南 惟幾 殿

米國巡洋艦ノ祕露訪問ニ關スル件

本件ニ關シ今般在祕北田公使ヨリ別紙寫ノ通來信越セルニ付御參
考迄右茲許送付ス

本信送付先 陸軍、海軍兩次官

寫

昭和十五年八月十六日

在祕露

特命全權公使 北田 正 元

外務大臣 松 岡 洋 右 殿

米國巡洋艦ノ祕露訪問ニ關スル件

今般米國巡洋艦 Phoenix 號ハ「ツリニダー」「サントス」「ヴェ
ノスアイレス」及「モンテビデオ」等ノ諸港ヲ親善訪問ノ後去ル
七月二十二日當國「カイヤオ」ニ入港祕國軍部其他官憲ト交歡ヲ
遂ケ同二十六日拔錨北航セリ
右何等御參考ニ迄報告ス

機密

第八二號

十月廿九日



亞一機密合第四六八四號

昭和十五年十月二十一日

外務次官心得 大橋 忠

陸軍次官 阿南 惟幾 殿

朝鮮、滿洲ヨリノ金密輸出事情ニ關スル件

過般鮮、滿支方面ニ出張セル本省土屋囑託ノ調査ニカカル「朝鮮
滿洲よりの金密輸出事情報告」何等御参考迄右茲ニ送付ス

本信送付先 陸軍、海軍、大藏、商工各省次官、企畫院次長、

興亞院總務長官

陸軍省
五三三〇



附屬物同封



昭和十五年七月

朝鮮・滿洲よりの金密輸出事情報告

極秘

外務省通商局

序

本報告書は過般現地に於ける經濟事情視察の爲滿支各地に出張せられたる土屋計左右氏が滿鮮よりの支那向金密輸出問題につき調査せられたものであるが從來此種問題の資料極めて乏しきのみならず右は支那の一般金融經濟にも密接なる關係あり執務上裨益するところ尠からざるに付茲に印刷に付し參考に供する次第である。

尙問題の性質上本書の取扱には特に注意せられたい。

昭和十五年九月

外務省通商局

目次

一、緒言	一頁
二、金密輸出の経路と方法	三
I 朝鮮からの密輸出	三
(1) 陸路による密輸出	三
(2) 海路による密輸出	四
II 満洲からの密輸出	五
三、密輸出金の行衛	八
四、金密輸出の採算	一二
I 朝鮮の金相場	一二
II 満洲の金相場	一三
III 天津の金相場	一四
IV 上海の金相場	一八
V 各地間の値開き	二一
五、結語	二二

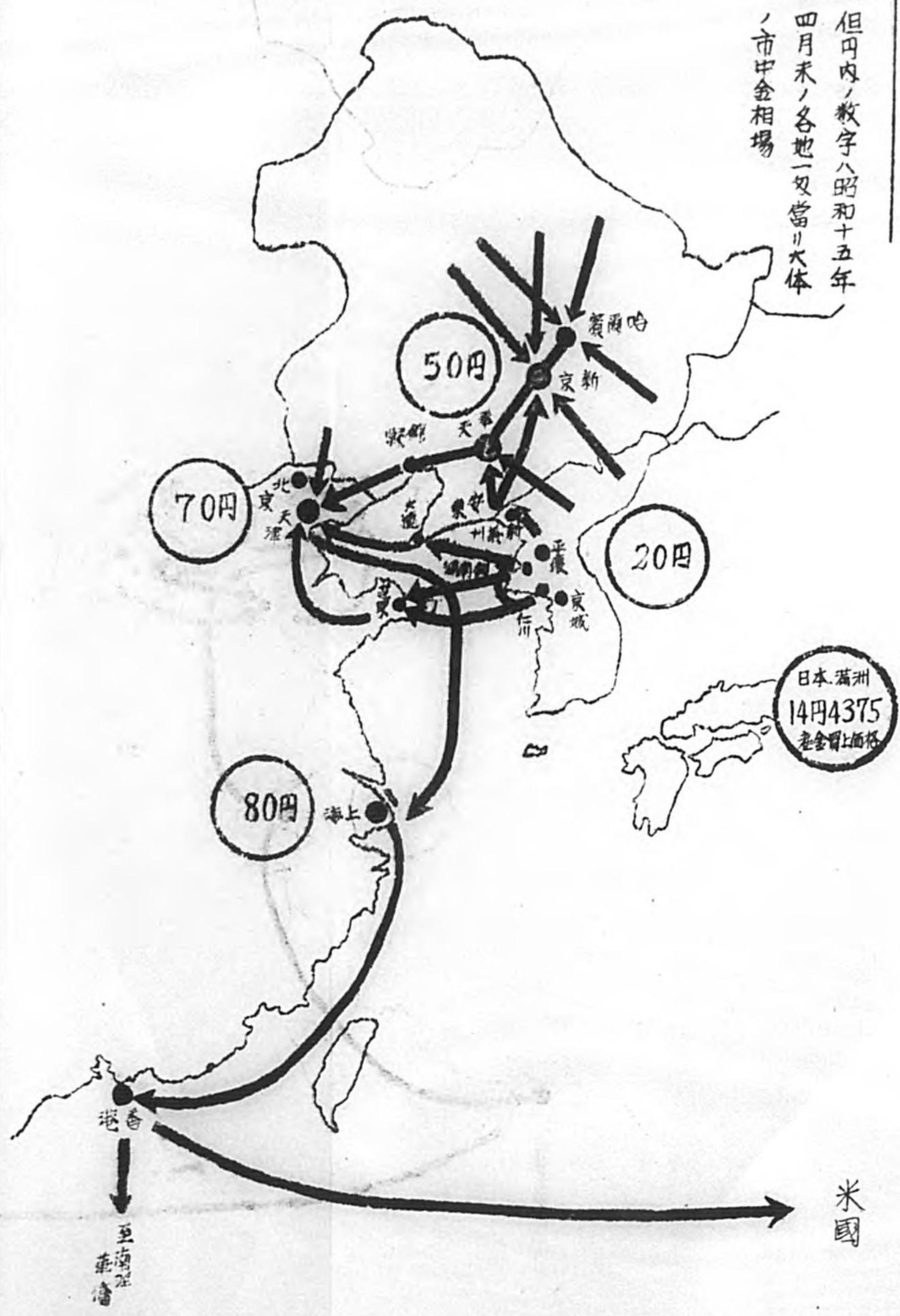
一、緒言

世界貨幣金の四分の三が米國に集中されたことによつて、更に最近獨逸フンク經濟相の金通貨否認宣言となつてから、國際經濟に於ける金の重要性が著しく疑問視されるに至つたことは事實であるが、それはまだ將來に於ける貨幣理論の問題に過ぎないのであつて、現實に於て我國戰時經濟の遂行上金が今なほ重要な役割を荷ひ、日本及び滿洲に於ける金増産のために朝野を擧げてあらゆる努力が拂はれてゐることは周知の如くである。しかるに最近朝鮮及び滿洲に於ける増産は豫期の如く進捗せず、最も期待された朝鮮産金買上額は漸減し、滿洲では金買上額が數量の上では康徳二年（昭和十年）の約半額に減退してゐる。この事實は産金事業の容易ならざること主因するであらうが、更に拍車をかける他の原因のあることも知らねばならない。昨年度朝鮮の買上額は豫想産金額よりも三千萬圓位少かつたといはれ、滿洲國に於ても滿洲中央銀行の買上げは殆んど二、三の主要鑛山からのみに止まるといふ状態であつた。すると結局朝鮮・滿洲から金が盛んに密輸出されてゐることは容易に想像の出来ることである。では何處へ密輸出されるのか。それは隣邦支那へである。

支那は古來産金國ではない。北支の一部に小金山があるが問題とならない。しかも嘗て富の蓄積として輸入された莫大な金も昭和四、五年の銀暴落を契機として爾來連年滔々として流出した（卷尾支那金輸出入統計表参照）。殊に事變勃發の昭和十二年には六千二百萬元に達して、ために翌十三年には公然の輸出は僅に百五十萬元にまで激減した程國內の金は減少してゐるのである。にも拘らず昨年は再び統計面だけでも數百萬元からの輸出を記録し（勿論事實はこれより遙かに大である）、本年度は一

金密輸出経路圖

但円内ノ数字ハ昭和十五年
四月末ノ各地一匁當リ大体
ノ市中金相場



二、金密輸出の経路と方法

I 朝鮮からの密輸出

朝鮮からの密輸出は、一旦滿洲に密輸出された上滿洲の密輸出金と合して陸路天津に流入するものと、朝鮮から海を越えて直接天津に、或ひは一度芝罘に渡つてから天津に向ふものと、大體二つの経路がある。

(1) 陸路による密輸出

朝鮮からの金密輸出としては、一旦滿洲へ入るものが件數からみれば壓倒的に多い。朝鮮の産金地は概ね北鮮に位し、滿洲に接近してゐる關係からも、一度滿洲に密輸出して滿洲の密輸出團の手に渡す方が、直接海を越えて天津に行くよりも簡單である。殊に小規模の密輸出者は殆んど全部この方法をとると見て差支へないやうである。

朝鮮國境の密輸出は新義州と安東の税關が取締つてゐるが、実績はあまりあがつてゐない。滿洲國の金闇相場の昂騰につれ、新産金のみならず古金をも携帯して出るものが多くなつたので、政府では今春四月十二日から金製品及身邊裝飾品携帯輸出許可申請を實施して、三十圓以上の金製品、身邊裝飾品の國外携出を禁止するに至つた。いかに小規模の密輸出が盛行したかを窺知することが出来るが、朝鮮總督府躍起の税關取締強化にも拘らず、新義州税關で摘發した列車利用の金密輸出は、本年初頭から四月下旬までに僅か五十件にすぎない。新義州を通過する客車は日々十一列車であるから、いかにその發見が困難であるかといふことが察せられる。取締強化の頭初には二、三萬圓の密輸出を發見

したこともあつたが、その後は密輸者側でも巧妙になつて、列車による携帯密輸出は小額のもののみとなり、大きな處で一件二千圓、普通百圓内外を出ないといふことである。従つて列車といつても殆んど三等客に限られ、少量の金を嚙下したり、頭髪または肛門の中に挿入したりしてゐるのが多い。もう少し氣の利いた處では携帯の果實、菓子罐の中や箱、靴の二重底の内に隠匿するものもある。新義州の税關で表面いさゝかの疑點もなく密封包装されたロシア缶の罐を、重量が重いと睨んだ處果して二千圓の金延棒が現はれた例もある。列車の一寸した孔の中に隠匿して行くといふ方法も時には用ひられる。また托送荷物を利用してはゐないだらうかと嚴重に検査してゐるが、目ぼしいものはないことである。結局税關の取締は吞舟の魚は取逃し、網にかゝるのは雜魚ばかりといふ結果になつてゐる。従つて大規模な密輸出は陸路歩行または船を利用してゐるといふ結論が出て來るが、逮捕された密輸常習者は口を揃へて列車を利用したといふので、税關では車中取締を益々強化してゐる。これに對して密輸者は新義州の手前で下車したり、或ひは對岸の安東税關が嚴重なので安東を乗過してから下車する手を用ひるため、車中では切符によつて先づ行先と職業を調べ、特に鮮人の女・子供に警戒の眼を放つてゐる。

しかしながら朝鮮と滿洲の交通路は新義州・安東の地點だけではないこといふまでもなく、鴨綠江の上流を越えて行はれる本格的な密輸團の密輸出に對しては現在の監視では逮捕困難であり、特に結氷期の鴨綠江を開夜ひそかに越境する場合には、全然取締の手が及ばない状態にあることである。

(2) 海路による密輸出

陸路による密輸出が鮮人の女・子供までを動員して小額の密輸出を行つてゐるのに反して、海路により直接北支へ運ぶ密輸出は、大規模に専門的な密輸者によつて行はれてゐるやうである。この経路は朝鮮の仁川その他の海港からジャンクを仕立て、山東省の芝罘あたりへ運ぶのが最も大掛りであつて、そこには専門の密輸業者が待受けてゐて天津へ中継する仕組になつてゐる。その外定期の便船を利用してゐるものもあるが、列車のやうに少量を携帯するよりも荷物中に隠匿する方が多いやうである。屢々聞かされる話は牛の利用である。即ち朝鮮牛に金を嚙下させたり、或はその表皮を割いて金を挿入した上縫合せて置くなど、朝鮮牛の輸出を装つた方法が種々ある。また朝鮮林檎の實の中に金塊を挿入した例もあつた。便船を利用する場合には、大連經由で直接天津に入るわけである。

これら朝鮮の密輸出金は、邦人經營の鑛山から直接密輸出されることはなく、概ね現場で坑夫がひそかに鑛石または砂金を隠匿したものと、朝鮮人經營の小鑛山からするもの、就中多いのは朝鮮特有の徳大が採掘または盗掘したもの等が闇相場によつて平壤、京城、仁川、新義州等の密輸業者の手許に集まつて、それが密輸出されてゐる模様である。

では朝鮮からの金密輸出は全部で一個年幾許位に上るかといふに、某朝鮮産金業者の推定によれば恐らく年三千万圓は下らないであらうとのことである。それは朝鮮人採掘の砂金及び鑛石で精鍊所に賣却されないものから想像した数字の由であるが、由來この種の話は兎角誇張され勝ちであるから、内輪に見てその半額千五百萬圓位のものではないかと思はれる。

II 滿洲からの密輸出

朝鮮から滿洲へ流入した密輸金は、滿洲國內の産金と合流して更に北支へと密輸出されるのである

が、昨年度朝鮮からの密輸出総額を千五百萬圓とすれば、その二分の一乃至三分の一は滿洲を経て流れてゐるものと思はれる。即ち五百萬圓乃至七百五十萬圓といふ數字となる。滿洲國自體の密輸出金の金額も亦不明であるが、滿洲國當局では昨年度のそれを最低五百萬圓と推定し、天津では天津相場で約二千萬圓とみてゐる。

滿洲國の産金買上額は康徳二年（昭和十年）に比し昨年度は數量に於て半減し、金額に於ても康徳二年の一千四百萬圓から昨年度には八百萬圓に減少してゐる。これが原因としては、山金の開發が進捗せず、稼行金山は二、三にすぎないこと、また砂金鑛區に於ては苦力の不足によつて作業が停滯してゐること等を主要な原因としてあげることが出来るが、天津金相場の昂騰につれて密輸出が増大したことも大きな一因とみななければならぬ。滿洲國の産金が山金でなく砂金が大部分を占めてゐることは新産金の密輸出を容易にしてゐるが、また全滿に互り約千軒の金店が散在してゐたことも密輸出の横行に大きな役割を果してゐる。即ち産金地帯の金店が闇相場で新産金を買上げ、哈爾濱・新京・奉天等の金店に送り、そこから各種のルートを通つて北支に流れたのであつて、これら金店自身が金密輸出の常習犯となつてゐたのである。従つてその連絡、手口も極めて巧妙で容易に端緒がつかめなかつたが、昨秋に至り奉天の某金店が中心となつて大密輸網が組織されてゐることが判明し、十月十日を期して全滿に互る大檢舉が行はれた。

同事件の全貌はまだ公表されないが、滿洲の金密輸情況を窺ふことが出来るからこれを簡單に紹介すれば、密輸網は哈爾濱・新京・奉天・安東・間島・北京・天津の各地に跨り、滿洲國內關係者約百名、國外關係者六十八名の多きに達してゐた。彼らはいづれも堂々と金店を營業しつゝ、奉天を中心として

國內各地の産金を闇値で買集め、朝鮮から流入したものを合して北支に密輸出してゐたもので、昨年一月から十月までの間に、安東市では朝鮮よりの密輸金約四千兩（滿洲の一兩は一・一五天津兩に相當する）を新京・奉天に中繼し、哈爾濱では各省産出金約二千三百兩を買集めて新京・奉天に轉賣し、新京の一味は國內産金と朝鮮よりの流入金を合せて約三千兩を直接又は奉天經由北支に密輸出し、奉天では朝鮮または國內各地から集つた金塊約五千兩を北支に密輸出してゐた。

彼らの密輸出方法は甚だ巧妙で、滿洲奥地の新産金は不良金店の使用人によつて先づ哈爾濱あたりに集められ、リレー式に新京或ひは奉天に移され、一方朝鮮から流れて来る密輸金は大體安東の金店の手を経て奉天若くは新京に行き、新京に集つた金は更に奉天に行くか或ひは此處から直接密輸出され、奉天に集つたものは直接北支に向け運ばれるといふ風になつてゐる。従つて滿洲の金密輸出の最大中心地は奉天であつて、此處を經由するもの最も多く、新京これに次ぎ、哈爾濱は奥地新産金の集合中繼地であり、安東は朝鮮からの中繼地となつてゐる。またその密輸方法も密輸が大規模であるだけに携行は稀であつて、鐵道員を買収して機關車後尾の石炭置場の中に隠匿して輸送する方法が屢々用ひられてゐたやうである。そして天津に到着した密輸金は共犯者たる天津華街の金店に賣却されて、砂金は金條に鑄造され、學生または租界通行證明所持者の手によつて租界内の銀號に轉賣された後足金市場に登場してゐたのである。

この外に小規模の密輸出も勿論横行してゐる。その経路は大體右の場合と大差ないと思はれるが、小規模のものでは陸路長城を越えて携行されるものも相當ある。長城を越えて行はれる密輸出は金に限らず、阿片・豚毛・雜穀等に及び、西南國境地帯には密輸網が張りめぐらされてゐる。萬里の長城と

いつても現在では滿洲國との國境には百四十ヶ所にも達する破壊口があり、交通が自由に行はれてゐるのに對して、税關監視所は僅か數個を數へるにすぎないのであるから、密輸者は正に大手を振つて往來してゐる有様である。これら密輸出品は全滿各地から集められ、奉天・錦縣等を経て馬車・鐵道・ジャンク等によつて一應國境地帯の密輸據點に集中された後、略駝・驢馬・携行等の方法によつて長城を突破して北支に入るのである。こゝで忘れることの出来ないのは、國境地帯にある熱河省興隆縣その他の金盜掘密輸出である。同地方の金山は滿洲嶺山その他で採掘に着手してはゐるが、何分にも邊境のため進捗せず、しかも砂金・山金の埋藏量豊富なるため在住民の盜掘が盛んに行はれ、それは直ちに長城を越えて北支に密輸出されてゐる。その金額は不明ではあるが、興隆縣一縣だけでも年に最低百萬圓（公定買上價格で）に達してゐるといはれてゐる。従つてこれら國境地帯の盜掘盜賣を含めて長城線突破の密輸出のみでも、年五百萬圓は超えるのではないかと推測され、前記の如き大規模の密輸出を合すれば、滿洲國からの金密輸出は朝鮮からの流入金を含めて一千萬圓乃至千五百萬圓に上るであらうと推察される。

三、密輸出金の行衛

各種のルートを辿つて朝鮮・滿洲から流出した金は、かくて一應天津にその大部分が集中されるところをみて差支へない。では天津にどの位の金が流入してゐるのであらうか。昨秋天津支那問題研究所が天津の各金店について個別的に調査集計した處によれば、近年に於ける天津地金輸入統計は左の如くになつてゐる。

第一表 天津地金輸移入統計 (單位 瓦)

仕出地	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年(十月迄)
冀東	五六,六七三	七五,五六六	九四,四五六	一一三,三四九
奉天	一四三,五七五	一九〇,六九一	二〇八,〇二六	三七七,八三〇
黑龍江	九四,四五六	一一三,三四九	五二,八九六	七五,五六六
熱河	一二四,六八四	一三二,二四〇	七五,五六六	四五,三四〇
內蒙	六八,〇〇九	七五,五六六	三七,七八三	三七,七八三
吉林	七五,五六六	九四,四五六	一五一,一三二	一八八,九一五
察哈爾	四五,三四〇	七五,五六六	七五,五六六	七五,五六六
朝鮮	二六四,四八一	三四〇,〇四七	三七七,八三〇	四五三,三九六
北支	一五一,一三二	一八九,九一五	一八八,九一五	二〇八,〇二六
合計	一,〇二三,九一六	一,二八六,三九六	一,二六二,一七〇	一,三三〇,四〇一

第二表 天津地金輸移入地域別統計 (單位 瓦)

地域區別	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
冀東及蒙疆	一七〇,〇二二	二二六,六九八	二〇七,八〇五	二二六,六九八
北支	一五一,一三二	一八八,九一五	一八八,九一五	二〇八,〇二六
滿洲	四三八,二八一	五三〇,七三六	四八七,六二〇	六八七,六五一
朝鮮	二六四,四八一	三四〇,〇四七	三七七,八三〇	二〇八,〇二六
合計	一,〇二三,九一六	一,二八六,三九六	一,二六二,一七〇	一,三三〇,四〇一

滿洲と朝鮮とを合すれば兩地よりの流入金は、連年天津流入金の實に七、八割を占めてをり、殊に昨年度に於ては滿洲よりの流入が異常に増加し、滿洲のみで五割を占めるに至つてゐる。しかも冀東及び蒙疆よりの分のの中には、滿洲から長城を越えて流入したものが大部分を占めてゐるのではないか

と考へられるから、滿洲よりの流入金は十ヶ月間で約九十萬グラムに達する計算となる。朝鮮よりの流入金は昨年減少を示してゐるが、取締の強化と共に次第に山東（芝罘）經由、滿洲經由が増加し、右表中には滿洲よりの激増、北支よりの増加となつて現はれてゐるのではないかと思はれる。いづれにせよ北支蒙疆には金の産出はないのであるから、右の流入金は殆んど全部朝鮮・滿洲からの直接間接の流入と見られるわけであるが、昨年度は十ヶ月で百三十三萬グラムを超えてゐるから、假りにこの割合で十二ヶ月分を算出してみれば約百六十萬グラムとなり、前年より三割近くの激増となる。しかもこの數字は表面的なものであるから、實際は當然これに數倍するであらうことは想像に難くない。いかに天津金相場の激騰が朝鮮・滿洲の金を吸引する力を持つてゐたかを知り得る。

かやうにして天津に集つた金は、前述の如く天津佛租界に入り、銀錢號の手によつて足金市場に上場されて投機思惑の對象に供されるのであるが、その後はどうなるか。

支那に於ても一九三〇年五月の財政部令によつて金の輸出は許可制度の下に置かれ、實質的には一般の輸出は禁止されてゐるのであるが、天津には英佛租界が存在し、そこからは自由に外國船によつて搬出出来るために、天津が今なほ北支唯一の金取引市場として殘存してゐるのである。しかし天津の金市場といつても結局ローカル・マーケットにすぎないから、足金市場に於て消化され沈澱する若干の金を除いた大部分のものは外國船によつて上海・香港に運ばれるのである。後に見る如く天津の金相場が米國の金市價よりも三割方の下値にあり、また上海標金相場に比しても一割五分内外の下値にあることは、天津の金が上海・香港を経て始めて國際市場に出る關係を反映したものに外ならない。天津から搬出される金の量に關しては詳でないが、毎年上海に二萬兩、香港に一萬兩位が流出してゐる。

るといはれ、昨年一—十月の天津流入金百三十萬グラム中北支に沈澱したのは二十萬グラム程度で、
 残餘は南下したものとみられてゐる。

天津を出た金は一部は香港に直行し、その他の大部分は上海の共同租界に入つて、他から流入した
 金と共に標金市場に上場される。しかし上海とても終局の市場ではなく、暫くは投機取引の對象物
 として轉々してゐるけれども、上海市場に吸収されるものを除いて大部分は再び共同租界から外國船
 によつて香港に密輸出される。金の輸出は許可制——民間に對しては實質上輸出禁止となつてゐるの
 で、海關統計表からはこれら金の輸出に關して正確な數字を得ることが出來ないが、參考までに掲出
 すれば左の如くである。

第三表 支那金輸出入統計表 (單位元)

年次	輸 入	輸 出	差引入出超(▲印入超)
一九三五年	五二五、一九八	三九、二三四、七〇一	三八、七〇六、五一一
一九三六年	二、四四六、九五九	四三、〇八六、五六三	四〇、六一九、六〇四
一九三七年	三、九〇九、五八六	六二、一七四、五五四	五八、二六四、九六八
一九三八年	一五、六二三、九六二	一、五四一、三一七	▲一四、〇八二、六四五
一九三九年	八四〇	三、四八二、一六〇	三、四八一、三二〇

これによつてみれば支那事變勃發後多量の金が流出し、その結果一九三八年には逆に輸入超過とい
 ふ奇現象を呈したが、昨年度は輸入皆無なるに反して多少の輸出増加となり、再び輸出超過を示した。
 しかしこの表以外に密輸出が相當行はれてゐること明かであつて、それは先づ香港に行き、そこから
 外國船で一部は南洋華僑の富の蓄積となり、大部分は米國に輸出され、或ひは極く小部分は重慶方面

に送られて資本逃避の形をとるものとみななければならぬ。いづれにせよ密輸者達の腹を肥やしつゝ、結局重慶政權の在外資金に轉化して行くのである。

四、金密輸出の採算

鮮滿支を股にかけて大規模の金密輸出が横行する原因は、いふまでもなく各地の通貨が等價乃至これに近い關係にあるにも拘らず、金相場の間大きな開きが生じてゐることに外ならない。即ち朝鮮・滿洲では百圓が二十三弗十六分の七と云ふペースにより産金買上價格が存在し、しかもそれが現在の國際市價に比し比較的低位に据置かれてゐるのに對して、支那では聯銀券・法幣の低落によつて圓へ換算せられたる金相場が暴騰してゐるために、その間多少の危険を冒しても、少量の金密輸出でさへ充分に採算がとれるといふ關係になつてゐる。密輸出が行はれるやうになれば朝鮮・滿洲にも金の開相場が生まれるわけであつて、上海・天津の金相場から採算された開相場が出来て来る。以下朝鮮・滿洲・天津・上海各地の金取引及び金相場について述べよう。

I 朝鮮の金相場

朝鮮が日本の最大金産地であることは今更説明するまでもない。その産金買上價格は周知の如く、一グラム三圓八十五錢（一匁十四圓四十三錢七五）である。これに對して世界金市場の中心たる米國では買上價格一オンス三十五弗であるから、二十三弗^{7/16}の爲替相場で換算すれば一グラム四圓八十錢一厘となり、日本の買上價格との間には約九十五錢方の開きが存在してゐる。それ故政府も昨年十一月増産金買上價格割増制度を設定して、増産分に對し一圓乃至二圓の割増金を交付して海外市價との

開きをチェックしようとしたが、天津・上海の金相場が異常に高いために、これだけの割増金では朝鮮からの密輸出を阻止する力は全くなく、現在では半製品たる青金（純分約七割のもの）が純金なみの相場一匁十四圓余で取引されてゐることは公然の秘密となつてゐる。これを純金に直せば一匁二十圓強に當るわけであるが、實際の闇相場はこれより更に數圓高いものであらうと思はれる。一匁十七、八圓の相場は朝鮮では警察でも大目に見てゐるとさへいはれてゐる。

II 滿洲の金相場

滿洲でも新産金はすべて政府によつて強制買上が行はれてをり、その価格は康德六年（昭和十四年）三圓八十五錢と決定された。日本と同一價格である。従つて日本の場合と全く同様に、國際市價に比して低位にあるため、産金補助金及び産金奨励金交付制度を採用することになつた。即ち産金業者と指定産金買入人が産金を納入した都度すべての産金にグラム當り五十五錢（計四圓四十錢となる）を交付し、また前年同期に比して増産分には更に三十八錢（計四圓七十八錢）を交付する仕組である。

しかし滿洲は直接北支と境を接し、また國內の産金買上機構が完備してゐないために、密輸出は朝鮮に比し遙かに容易である。従つて前述の如き金店を中心として、右の公定價格を全く無視した高値の闇相場が行はれてゐる。

滿洲に於ける金闇相場の動きをみるに、康德五年（昭和十三年）買上價格が三圓七十三錢の頃奉天で四圓二十一錢を唱へたことあり、康德六年買上價格が三圓八十五錢に引上げられたが、同年の闇相場は五圓位から始つて次第に高張り、最高十圓四十九錢の唱値があつたといはれてゐる。一匁に直せば二十七圓九十七錢に當るわけである。處が本年に入つてからは北支の金相場が逐月上昇したのにつ

れて、滿洲の闇相場も歩調を合せて昂騰し、本年四月筆者が滿洲に入った頃には、朝鮮の一夕二十圓内外に對して、安東三十二圓、哈爾濱三十三圓、奉天・新京三十五圓位といはれてゐた。しかしながら新京に於て調査した處によれば、四月末から五月初頭にかけての市中闇相場はグラム當り十二圓乃至十五圓といふ高値に達してゐた。一夕實に四十五圓乃至五十五圓といふ恐るべき相場である。筆者が滿洲を離れて天津に着いた時、天津足金相場は未曾有の暴騰を演じたのであるから、この時滿洲でも恐らく一段の激騰を示したと思はれる。

III 天津の金相場

昨年十月以來興亞院華北連絡部では、日本産金業者の新産金をグラム三四八五、補助金三圓一五、計七圓で買上げることとしたが、實績は皆無に近い状態にある。従つて天津の金相場といふ場合には、公定價格はなく、佛租界内に於て行はれる足金取引の「足金相場」を以て天津金相場とみればよいわけである。

天津では従來より「足金」(純金に最も近い金の意)が金取引の對象とされ、かつては「足金取引所」が存在してゐたが、支那事變によつて消滅し、現在はフランス租界内の銀號間で取引が行はれてゐる。その取引は、現在では實需取引を離れて全くの投機取引となつてゐるから、従來の市場構成分子であつた金店、銀號、一般投機筋の三者のうち金店の役割は著しく減退し、銀號を中心に思惑投機が行はれてゐるのである。前述の如く此處の市場に登場した金はその大部分が結局上海に南下する關係にあるので、その相場は上海標金市場の動きによつて左右され、匯申相場と聯銀券のデイスカウント(または打歩)を參酌して、天津市場の需給關係から割出される。普通金塊一條は市平十兩であるが、

天津足金市場の相場單位は一市平兩(三一・二五グラム、八・三三三三三々)で、純分九九三とされ、聯銀券建で建てられる(註)。従つて後に述べる如く現在では上海標金相場と全く同一基準にあるわけで、ただ異なるのは單位が上海の十市平兩に對して天津では一市平兩となつてゐること、上海が法幣建であるのに對して天津は聯銀券建であるといふことの二點である。それ故天津相場を十倍し、前記のやうに聯銀券の對上海法幣相場を計算すれば、直ちに上海標金相場と比較することが出来る。

(註) 天津足金相場の一兩を他の單位の純金相場に換算するには、左の算式を用ふればよい。

$$1 \text{ 兩} = \frac{500}{16} \times \frac{993}{1000} \text{ (純分)}$$

$$= 31.03125 \text{ グラム}$$

$$= 8.275 \text{ 々}$$

$$= 0.997661 \text{ トロイキヤン}$$

近年に於ける天津足金相場を見れば、昨年七、八月の頃法幣の低落から高潮を示した後反落し、本年に入つてからは通貨不安、換物思惑に煽られて上昇の一途を辿り、法幣第五次暴落の五月には未曾有の高値を示現するに至つた。

第四表 天津足金相場表 (單位一九三八年までは法幣元、以後聯銀券圓)

年 月	最 高	最 低	平 均	出 來 高
一九三五年	一一八・二五	八五・一二	一〇〇・一九	四、四六二・四〇
一九三六年	一二〇・五〇	一一三・三〇	一一五・六一〇	四四五・五七
一九三七年	一二一・六〇	一一四・四〇	一一六・〇八九	七三・九五
一九三八年	一二五・〇〇	一二九・八〇	一六八・一六六	—
一九三九年 一月	二〇四・八〇	一八四・五〇	一九三・四六〇	一一三・一五

五月の平均相場一匁七十八圓二四は日本・滿洲の産金買上價格十四圓四十三錢七五に對して、實に五倍四分に當つてゐる。しかも五月の初法幣が暴落した際には、金相場は眞先に奔騰して、最高潮の五月四日には一兩が七百三十圓といふ稀有の高値を記録してゐるのである。これを純金一匁に直せば八十八圓二二（一グラム當りでは二十三圓五二）となり、日本・滿洲の買上價格の六倍を突破してゐる。また四月の天津平均相場一匁七十圓一五をこつて朝鮮・滿洲の闇相場と比較してみても、朝鮮の一匁二十圓内外の三倍半、滿洲の闇相場三十五圓内外の二倍になつてをり、新京の四月末闇相場を四十五圓乃至五十五圓平均五十圓としても約五割の上値に當つてゐる。相當の危険と密輸出のための諸經費を負擔しても、裕に採算がとれるわけである。

しかし一方、いかに思惑投機に煽られて奔騰したとはいへ、天津の金は結局上海に流れ、更に香港に送られて米國に渡るとすれば、このやうな高値を唱へてもなほ採算が成立つのであらうか。米國の金買上値から採算してみよう。上記の七百三十圓といふ最高値を唱へた五月四日には天津の法幣爲替は對米三弗 $\frac{3}{4}$ であつたから、米の買上値一オンス三十五弗を一匁當りに換算すれば舊法幣建百十二元五となる。聯銀券はこの日舊法幣一、〇〇〇元に對して一、〇三五圓の割であつたから、これを聯銀券建に直せば百十六圓四といふ數字が出て来る。これは純金相場であるから純分九九三に直せば、百十七圓二となり、さきの天津足金相場八十八圓二一よりは三割二分強の上値に當つてゐる。いかに天津の金相場が高くとも、爲替相場から換算してみれば、上海・香港を経て米國に渡るまでの危険と諸係を計算に入れて、充分に採算がとられてゐるのであつて、決して根據のない相場ではないのである。

IV 上海の金相場

上海に於ける金取引の對象は所謂「標金」であつて、「上海華商金業交易所」の清算市場に於て定期取引が行はれてゐたが、支那事變勃發によつて閉鎖された。従つて現在の上海金取引は共同租界・佛租界内の金號の間で行はれる現物取引が中心となつてゐる。即ち午前中に申込みばその日のうちに受渡をし、午後の場合には翌日受渡を完了することになつてを、申込の際に市價の四分の一を手付金として前渡し、残額は現物と引換に支拂ふ取極めになつてゐる。當事者間の協定によつて半月位の先物取引も行はれてゐるやうではあるが、原則的には前記の如き現物取引となつてゐる。このやうな定期取引から現物取引への轉化につれて、取引單位も従前の標金取引とは異つて來た。従來の單位は十市平兩（一市平兩は三一・二五グラム、八・三三三三三）の金條で、純分は九七八であつたが、取引所の閉鎖以來市中の各種の金が取引されるやうになつた結果天津足金と同様純分九九三（註）が標準とされるに至つた。それ故上述した如く、現在では上海標金の十分の一は天津の一兩と全く同一單位であつて、異なるのは上海が法幣建であることだけである。

（註）一般に現在の標金純分は九九三といはれてゐるが、Finance and Commerce 誌はこれを九九二と記してゐる。實際は低い方が正しいやうに思はれるが、天津でも九九三として通用してゐるので、こゝでは九九三として置く。

昨年一月以來の標金各月平均相場を表示すれば左の通りであつて、本年初頭以來連騰を示し、五月初には七、二五〇元と天津同様稀有の高値を示現したが、その後は思惑の反動で反落を辿つた。

第五表 上海標金相場表（單位元）

最	高	最	低
一九三九年一月	二、〇三六・〇〇	一、九八六・〇〇	一九三九年二月
			最
			高
			最
			低
			二、一三七・〇〇
			二、〇二〇・〇〇

同	三月	二、二〇〇・〇〇	二、〇四四・〇〇	同	十一月	三、九五〇・〇〇	三、三七五・〇〇
同	四月	二、〇八〇・〇〇	二、〇五五・〇〇	同	十二月	四、二五〇・〇〇	四、〇三八・〇〇
同	五月	二、一四六・〇〇	二、〇九六・〇〇	一九四〇年一月	四、一六〇・〇〇	四、〇二〇・〇〇	四、〇二〇・〇〇
同	六月	二、七〇二・〇〇	二、〇九二・〇〇	二月	四、九二〇・〇〇	四、一四〇・〇〇	四、一四〇・〇〇
同	七月	四、一〇〇・〇〇	二、五五〇・〇〇	三月	五、四四五・〇〇	四、七一五・〇〇	四、七一五・〇〇
同	八月	四、八二五・〇〇	三、五三五・〇〇	四月	五、八七五・〇〇	五、三七五・〇〇	五、三七五・〇〇
同	九月	四、三八〇・〇〇	三、〇四〇・〇〇	五月	七、二五〇・〇〇	五、二五〇・〇〇	五、二五〇・〇〇
同	十月	四、一五〇・〇〇	三、六〇〇・〇〇	六月	六、四八〇・〇〇	五、一二五・〇〇	五、一二五・〇〇

上海の標金相場と天津の足金相場とはいかなる關係になつてゐるであらうか。天津に集つた金の大部分は結局上海に南下するのであるから、天津上海間には當然値鞘が存在してゐる筈である、筆者が兩地を旅行した五月初は法幣の暴落によつて標金、足金ともに未曾有の暴騰を記録した時であつたが、當時について兩地の相場を比較してみよう。

五月一日	足金相場	六〇六圓	標金相場	五、六九七元	匯申相場	（上海一〇〇元につき） 一一三・〇	聯銀券相場	（天津一〇〇元につき） 一〇二・七五
同日		六五五圓		六、四五〇元				
同日		六八五圓		六、八〇〇元		一一八・〇	一〇五・〇〇	
同日		七〇〇圓		七、〇〇〇元		一一三・五	一〇三・五〇	

（註）足金相場は正金銀行天津支店調、標金相場、匯申相場、聯銀券相場は Finance and Commerce, May 8th, 1940 による。

右の數字から上海の法幣を聯銀券に換算して標金相場に乘じ、標金相場を聯銀券建に直せば次の通りの算式となる。

$$1 \text{ H } 5.697 \times 1.13 \times 1.0275 = 6.614$$

$$3 \text{ 日 } 6.800 \times 1.18 \times 1.0500 = 8.425$$

$$4 \text{ 日 } 7.000 \times 1.135 \times 1.035 = 8.222$$

この各日の相場を天津の側からみれば、

$$1 \text{ 日 } 6.614 + 6.060 = 1.091$$

$$3 \text{ 日 } 8.425 + 6.550 = 1.286$$

$$4 \text{ 日 } 8.222 + 7.000 = 1.174$$

と一日は九%、三日は二八%、四日は一七%方上海相場が天津相場を上廻つてゐる。この數日間には近來にない波瀾を演じた時であるから、或ひはノーマルな状態とは多少相違するものがあるかもしれないが、天津から上海までの運賃その他の諸係を考慮するならば、大體一五%内外の値開きが常に存在してゐるとみて大過ないのではないかと思はれる。

また上海の相場を米國市價と比較してみれば、純分九九三の十市平兩は純金九・九七六一トロイオンスであるから、五月四日の十兩七、〇〇〇元は純金一オンス當り七〇一・六元に當る。しかるに同日の上海對米爲替現物相場は四弗七¹⁶であつたから、米國の金買上値一オンス三十五弗は七八八元となり、上海相場を上廻ること一二%強である。しかもこの日の上海相場は法幣暴落の衝撃を受けた狂騰相場であるから、平常はもう少し鞘が大きいのではないかと考へられる。大體一五%内外の開きがあるともみて差支へないであらう。とすれば上海相場は天津相場を一割五分方上廻り、米國買上値は上海より更に一割五分方の上値にあるといふことになる。天津の項に於て米國買上値は天津相場より三割二分方上廻つてゐると述べたが、上海・米國間の鞘を一割五分とみれば、大雜把ながら計算も合ふ。

この一割五分内外の開きがあるので、上海の金は香港を経て米國に渡ることが出来るのである。

V 各地間の値開き

大陸を南北にかけて金密輸出の關係を明かにするために、朝鮮・滿洲・天津・上海各地の金相場について述べて来たが、朝鮮・滿洲の五月以後の相場を入手し得ないので便宜上四月末の相場をとつて、大體の處を比較對照してみれば次のやうな關係になる。

朝鮮	約二十圓
滿洲	約五十圓
天津	約七十圓
上海	約八十圓 (聯銀券建に換算)

これによつてみるならば、滿洲は朝鮮の二倍半の上値にあり、天津は更に滿洲より五割方上廻つてをり、また天津は朝鮮の三倍半に當つてゐる。右の數字では上海は天津より約一割方の高値にあるが、天津・上海間の値開きはもう少し大きいのが常態であつて、大體一割五分と推定されること上述の如くであり、米國は上海を上廻ること更に一割五分内外の開きがある。この間に香港が介在して來るのであるが、上海より一割足らずの上値にあるものと思はれ、また朝鮮から天津への中繼地をつとめる芝罘では、天津より一割位の下値にあるものと推定される。

右の各地金相場の高低は、自づと金の流れる方向を示してゐるが、その間の値開きの大小は距離による運送費の多寡に比例すると共に、より大きなモメントとして密輸出に伴ふ危険負擔の大小に依存してゐる。天津・上海間の値開きに比し、滿洲・天津間の値開きが遙かに大きく、更に朝鮮・滿洲間の開

きがこれに數倍してゐる事實は、上海・天津間が租界から租界へと外國船によつて運ばれるため危険が少いのに対して、滿洲・天津間の密輸出には相當な危険と諸費用を要し、朝鮮から滿洲への密輸出の場合には最大の危険を伴ふことを反映してゐるものと考へてよいであらう。しかしそれでもなほ、朝鮮から滿洲へ密輸出すれば二倍以上となり、滿洲から天津へ運べば五割の利益があり、更にまた朝鮮から直接天津へ密輸出すれば三倍以上になるといふ關係が存續する限り、鮮滿支を舞臺とする金密輸出は容易に根絶され得ないであらうと憂慮せざるを得ない。

五、結

語

「密輸」と支那人・朝鮮人とは何か宿命的關係でもあるやうに思はれてならない。極めて値の低い容高のものでも、例へば大豆・野菜等の農作物の如きものでも、その間に多少の値開きがあれば、彼らは千里の道を遠しとせず密輸出する。そのために費す勞力はたゞと見積つてゐるやうである。最近に於ける滿洲・北支間の各種土産の密輸出はその例である。阿片の如き高級品の密輸出は、古來微に入り細に亘つて千變萬化の秘法が講じられてゐることは人の知る處であるが、況んや金に至つては分量が小さく値が高く、値鞘が大きいのであるから密輸出の典型的目的物であるといひ得る。それが鮮滿支人の目前にあり、しかも値開きが今日の如きに至つては、密輸出の滔々として盡きざるは避け難い事實である。その結果は朝鮮牛の不自然な輸出となり、奉天に於ては密輸専用靴及び衣服調製の専門店の出現とまでなつた。それだけにその取締は極めて困難であつて、鮮滿國境稅關吏の歎聲となり、天津特務機關長も鮮人・滿人の通行禁止とまで行かなければその根絶は不可能だと極言した程であつ

た。殊に細鱗は列車中で捕へ得ても、吞舟の魚は外國船を利用するから治外法權下に逸してしまふのである。水は高さより低きに流れ、商品は安きより高きに運ばれる。鮮滿と北支中支との間にこれ程の金相場落差のある限り、その南下を阻止することは萬里の長城と雖もなほ低きを免れない。これを支那式の「沒法子」として、致し方ない出來事と諦むべきか、それともまた積極一番、その落差の角度に大修正を施すべきかは、當局の大局的判斷に俟つ外はない。

附表 支那金輸出入統計表 (單位海關金單位)

年次	輸入	輸出	入出超(▲印出超)
一九二〇年	一五七、九九七、三二〇	二二二、二五五、〇〇〇	▲五四、二五七、六八〇
一九二一年	五六、〇四八、五五〇	八七、三三三、三〇五	▲三一、二七四、七五五
一九二二年	二〇、三五一、一四四	一一、七九六、一一二	▲八、五五五、〇三二
一九二三年	二〇、二九一、七九六	三一、六二六、二二二	▲一一、三三四、四二六
一九二四年	四、一四四、六九〇	二二、八五九、〇〇六	▲一九、七一四、三一六
一九二五年	三、八七三、九〇〇	六、〇五四、五九六	▲二、一八〇、六〇六
一九二六年	二、九三八、八一六	一七、四八九、三二七	▲一四、五五〇、五一一
一九二七年	三、五八三、一五七	五、八二二、九五二	▲二、二三九、七九四
一九二八年	一一、二三四、六九〇	四七九、二九七	▲一〇、七五五、三九三
一九二九年	一、六〇八、四六九	四、七六一、〇八九	▲三、一五二、六二〇
一九三〇年	二、九六〇、七五一	二一、九七六、三六四	▲一九、〇一五、六一三
一九三一年	八、五七四	二七、三〇一、八九八	▲二七、二九三、三二四
一九三二年	一三六、〇三九	五九、四〇四、四三三	▲五九、二六八、三九四
一九三三年	一三七、三三五	三五、六七三、七四六	▲三五、五三六、四一一
一九三四年	五、八五六	二六、二二二、三九九	▲二六、二一六、五四三

一九三五年	二八一、四三〇	二一、〇二六、〇九九	▲二〇、七四四、六六九
一九三六年	一、〇九一、五七五	一九、〇六四、八五一	▲一七、九七三、二七六
一九三七年	一、七二一、五二六	二七、三七七、六一一	▲二五、六五六、〇八五
一九三八年	六、七九三、〇二七	六七〇、一三八	六、一二二、八八九
一九三九年	三三六	一、三九二、八二四	▲一、三九二、五二八

二四

(註) 上記金輸出入額の外に、なほ金の密輸出が考慮されなければならない。一九三〇年五月支那は金輸出を禁止したが、金の密輸出はそれ以来のこゝである。イー・カン氏の推算によると、その密輸出額は一九三〇年の中頃より一九三三年末までの間に七千萬銀元、一九三四年に四千萬銀元、一九三五年に二千萬銀元、一九三六年に一千萬元であつて、一九三七年にはその前半に僅か密輸出されたに止まる。

拾五位

五三〇四

官房第五五〇七號ノ四

昭和十五年十月二十四日

15.10.25

陸軍省

陸軍省 15.10.25 1421 軍務課

(加藤納) 今

海軍省副官 一宮 義之

陸軍省副官 川原 直一 殿

蒙古人見學ノ件通知

本件左記ニ依リ許可セラレタルニ付御了知相成度

記

一見學者

蒙古聯合自治政府派遣興亞厚生大會出席並訪日視察團

伊克昭盟公署民政廳長 吉爾 格朗 外四名

一見學期日及個所

十月二十九日 川崎重工業株式會社艦船工場

三月廿九日



海 軍(終)

十月三日

防衛

軍務

第八四號

官房第五一二三號ノ四

昭和十五年十月一日

拾年保

四九



海軍省副官 一宮 義之

陸軍省副官 川原 直一殿

智利國人見學ノ件通知

本件左記ニ依リ許可セラレタルニ付御了知相成度

記

一見學者

在京智利國公使館外交官補

Guillermo de la Jara

二見學期日及個所

十月十日

十月十一日

内一日

株式會社藤田組小坂製煉所



森市總令

海軍

十月十二日
十月十三日

内一日

ラサ工業株式会社宮古製煉所

(終)

(森市納)

今

海
軍

陸普

次官ヨリ航空局長官へ回答

十月四日附空監第一四四六號首題ノ件、

異存無クニ付回答ス

追ッテ軍律保護法ニ依リ許可スルニ付

如ク抄本相成ル

陸普第七五五〇號

昭和七年十月二十七日





有添付

航空局局長官印
四八九〇

空監第一四四六號

昭和十五年十月十四日

航空局長官

陸軍次官殿

日支通信連絡飛行ニ關スル件

右件ニ關シ朝日新聞社ヨリ別紙寫ノ通申請有之タルニ付貴見至急
承知致度此段及照會候





航空許可申請書

昭和十五年 月 日

東京市麹町區有樂町二丁目三番地

朝日新聞社長 村山 長 學

逓信大臣 村田省藏 殿

左記ノ通航空致度ニ依リ御許可相成度此段及御願候也

左記

一、目的 新聞寫真原稿空輸ノタメ

二、出發地、出發日時(期間)

(1) 出發地 東京飛行場

(2) 航空期間 昭和十五年十月二十二日ヨリ向フ六ヶ月間

(3) 出發時間 不定、但航空ノ都度出發時間ヲ豫メ届出ツ

通過地(着陸地)

(1) 通過地 鹿兒島

(2) 着陸地 福岡ー那覇ー台北ー台南

到着地

廣東飛行場

備考 航空路ハ概本定期航空路ニ依ル

五 航空機ノ種類、機體ノ型式

(1) セヴァスキー式二P A I B三型機 一機

四)三菱式揚型機

一機

五)三菱式雁型機

二機

六)三菱式M Cニ〇型機

一機

(近ク堪航證明書ヲ下付サレタル場合使用ス)

六)發動機ノ型式及馬力

(1)ライトサイクロンG三B型八百貳拾馬力(セヴァスキー式)

(2)詩式五百五拾馬力 二基(揚)

(3)全 一基(雁型級)

(4)「八五」型八百馬力二基(M Cニ〇型)

七)國籍記號、登録記號

(1)セヴァスキー式(汐風) J I B A A N

(2)三菱式揚型(揚) J I B A A E

(一)三菱式雁型(朝風) (天風) J I B A A L J I B A A O

(二)三菱式M C 二〇型 J I B A A P (配當サレル豫定)

八、乗員ノ住所、氏名並ニ技術證明書及免狀ノ種類

東京市麹町區有樂町二ノ三 朝日新聞東京本社航空部内

一等飛行機操縦士二等航空士 新野百三郎

一等飛行機操縦士一等航空士 飯沼正明

一等飛行機操縦士二等航空士 川崎一

同 中島忠英

同 長友重光

同 小俣壽雄

同 池田和夫

航空機機士無線通信士

塚越 賢爾

同

島崎 清

同

堀江 正春

同

水田 紀芳

同

近藤 通

同

中島 憲三

航空機機士

土屋 貞次

同

仙野 利男

同

富澤 進

同

木島 幸司

同

川村 次郎

無線通信士

同

田丸 幸三

川島 元彦

(以上)

無線通信士

機密

第八六號

十月三十日

中村

陸軍省

陸軍省

米二機密合第四六七六號

昭和十五年十月二十一日

外務次官心得 大橋 忠

陸軍次官 阿南 惟幾 殿

駐米墨國大使ノ新聞記者質問應答ニ關スル件

本件ニ關シ今般在墨越田公使ヨリ別紙寫ノ通來電越セルニ付御參考迄右茲許送付ス

本信送付先 陸軍省、海軍省、商工省、大藏省、企畫院、拓務

省

始末

五三三八

昭和十五年十月二十一日 10.22

別紙添附

陸軍省 15.10.21 1402 軍務課

外務次官心得

外務省

寫

松岡外務大臣宛在墨越田公使來電寫

十月十四日着

「カスチーヨ、ナヘラサク」駐米墨西哥大使ハ十一日「ワシントン」ヨリ歸着ノ際新聞記者ノ質問ニ對シ地峽地帯及米墨軍事同盟ニ歸スル提議說ヲ打消スト同時ニ石油問題ノ解決方ニ付テモ未々何等會社側ヨリ申出ナキ旨ヲ述ヘ尙五千萬弗借款團ニ付テハ大藏大臣カ答辯スヘキモノテアリ且大使館ニテハ交渉シ居ラスト逃ケタリ（了）

十月三日

第八七號



米一普通合第四七〇八號

昭和十五年十月二十三日

外務次官心得 大橋 忠

陸軍次官 阿南 惟幾 殿

米國「オレゴン」州國防軍徵集ニ關スル件

本件ニ關シ今般在「ポートランド」結城領事ヨリ別紙寫ノ通り報告
アリタルニ付何等御參考迄右茲ニ送付ス

本信送付先 陸軍、海軍兩次官

送付

五三四三



別紙添附



外務省

寫

昭和十五年九月十六日

在「ポートランド」

領事 結城 司郎次

外務大臣 松岡洋右殿

「オレゴン」州國防軍徵集ニ關スル件

新聞報道ニ據レハ九月一日大統領ニ依リ發セラレタル國防軍動員令ニ基キ當地方ニ於テハ第四十一師團區司令官陸軍少將 *George A. White* 及「オレゴン」州廳側ニ於テ協力九月十六日ヨリ各小區ニ別チ徵集ヲ開始セルカ本師團區ハ「オレゴン」、「ワシントン」、「アイダホ」、「モンタナ」、「ワイオミング」ノ五州ヲ含ミ士官六三二名兵員一萬三千名ヲ九月二十三日迄ニ「ワシントン」州 *Fort Lewis* ニ召集スルモノニシテ内「オレゴン」州ヨリハ士官及兵員併セテ六千名ニ達シ居ル趣ナリ

尙今次ノ國防軍動員ハ新法令ニ依リ大統領ニ賦與セラレタル全米ニ

外務

十四萬二千名ノ國防軍及豫備兵ヲ正規軍ニ編入一年間ノ訓練ヲ與フ
ル爲ノ第一次計畫トシテ前記第四十一師團區ノ外第三〇、第四十四、
第四十五師團區合計二十六州ヨリ六萬人ノ將校及兵員ヲ徵集スルモ
ノナル趣ナリ爲念

何等御參考迄右報告申進ス

機密

第八八號

十月三十日

米一機密合第四七〇七號

昭和十五年十月二十三日

外務次官心得 大橋 忠

陸軍次官 阿南 惟幾 殿

桑港方面ニ於ケル米國々防計畫ニ關スル件

本件ニ關シ今般在桑港佐藤總領事ヨリ別紙寫ノ通報告アリタルニ
付何等御參考迄右茲ニ送付ス

本信送付先 陸海軍兩次官

拾得

五三四四

昭和十五年十月二十四日 午前 陸軍大臣官

別紙 陸軍 15.10.24 附 140 軍務課

外務次官心得

寫

昭和十五年九月十八日

在桑港

總領事 佐藤敏人

外務大臣 松岡洋右 殿

桑港方面ニ於ケル各種國防計畫ニ關スル件

當方面ニ於ケル最近ノ各種國防計畫ニ關シテハ曩ニ往信ヲ以テ概要報告申進メ置キタル次第アル處其後發表セラレタル陸海軍關係新規國防施設中當方面ニ關係アルモノ左ノ通ナリ

一 海軍關係

(一) 桑港リスドン、ユニオン、アイアン、ワークス造船所買収案

米國海軍ニ於テハ當方面ニ於ケル造船能力擴充ノ爲曩ニベスレ
ヘム鋼鐵會社所有當地ハンタースポイント造船所ヲ買収セルカ
海軍側ニ於テハ今回ベスレヘム社所有當地ユニオン、アイアン、

ワークス造船所ニ隣接スルコロンビア、ステイール社（ユー・エス・ステイールノ子會社）所有 Risdon Iron Works 造船所一切ノ權利ヲ百九十萬弗ヲ以テ買收スルニ決シ近ク之レカ正式引渡ヲ受ケタル上ベスレヘム社ノ利用ニ供スルコトトナリ居ル趣ナリ、（「ベル」社カ今回新國防案ニ基キ海軍側ヨリ巡洋艦二隻及驅逐艦十八隻ノ大量建艦注文ヲ受ケ居ル次第ハ曩ニ報告ノ通）尙前記リスドン造船所ハ總面積約三十二英加ニシテ六箇ノ大小乾船渠ヲ有シ第一次歐洲大戰當時ニハ相當多數ノ驅逐艦級艦艇ノ建造ニ當レル履歴アルモ其後一切ノ造船ヲ停止シ最近迄所有者ニ依リ倉庫トシテ使用セラレ居リタルモノナルモ造船施設ハ其儘殘存シ居リ多少ノ改修ヲ施セハ一時ニ驅逐艦六隻程度ノ建造能力ヲ發揮シ得ル趣ナリ

(二) 海軍ラチオ及信號手養成所設立案

九月五日華府發通信ニ依レハ今回海軍省ハ全國六海軍區ニ於テ

七箇ノラチオ及信號手養成所ヲ設立シ海軍豫備兵中ヨリ十七歳以上三十五歳以下ノ志願者四千名ヲ募集四ヶ月ニ亘リ實地訓練ヲ施スコトトナリ桑港方面ニモ本養成所設置セラルルコトナレルカ新聞所報ニ依レハ當方面ニテハ桑港灣内 Yerba Buena 島ニ長ラク繫留中ノ艦齡超過艦ボストン號ニ適當改修ヲ施シ同船ヲ實施訓練用ニ利用スルコトトナレル趣ナリ

(三) オークランド海軍飛行訓練所新設案

當地海軍第十二管區司令部ニ於テハ海軍豫備飛行士再訓練ノ爲オークランド市營飛行場ノ利用方竝ニ同飛行場ニ隣接シ兵營、修理所、格納庫等建設ノ爲十二英加ノ市有地提供方オークランド市ノ承認ヲ得近ク工事ニ着手スル筈ナルカ海軍側ノ計畫ニテハ右工事完成ノ上ハ同飛行場ニ練習機約三十臺ヲ常置シ一ヶ月約二百名ノ割合ヲ以テ豫備飛行士ノ再訓練ヲ施ス方針ナル由

ニ陸軍關係

陸軍側ニテモ海軍側ニ呼應シ當方面航空施設ノ擴充ヲ計リ居ル次第ハ既報ノ通ナルカ當地陸軍第九管區司令部ハ加州**モントレイ**灣ニ面スル **Fort Ord** (舊 **Camp Ord**) 駐屯新設歩兵第七師團ノ一翼トシテ其隣接都市**サリナス**ニ總額百五十萬弗ヲ以テ飛行場ヲ新設スルニ決シ所要土地借入方市側ト話合ツキタル趣ナルカ之カ完成ノ上ハ之ニ飛行機十數臺、兵員二百餘名ヲ常置スル豫定ナル趣ナリ

機密

閱

第九八號

十月三十日



あ

陸軍省 領省 壹第 八二六七七

第一機密合第四七三三號

昭和十五年十月二十三日



別紙添



外務次官心得 大橋 忠

陸軍次官 阿南 惟幾 殿

漢口經濟週報送付ノ件

本件ニ關シ御參考迄ニ別紙寫送付ス

尙本週報ハ外部ニ公表セサル様御取計相成度シ

本信送付先 商工省 大藏省 陸軍省 海軍省 興亞院 企畫

院



寫

昭和十五年十月十五日

在漢口田中總領事代理發松岡外務大臣宛電信寫

經濟週報ニ關スル件

一般概況

十月一日ヨリ軍經理部ニ於テ搬出入ヲ許可スルコトナリ其ノ實際手續等未タ明確ニ決定セス、急ヲ要スルモノノミ臨時的ニ處理サルル狀態ニテ一般商社形勢見送ノ模様ナリ物資出週ハ軍カ馬糧等ヲ地方ニ出向キ直接買付クル爲大豆小麥等殆ント出週ナシ胡麻豐作ニア收穫一〇、〇〇〇擔ニ達スト

金融

週初上海法幣強氣ヲ反映市中軍票相場弱氣トナリ基準相場モ一四二弗三〇迄低下セルモ底意固ク直ニ反騰週央一四四弗六〇ニ達ス週末一四三弗九〇ナリ

市況

桐油 樽一九二元ニア商内アリ保合

豆油 四十五圓(二圓高)強保合

胡麻 樽二十一圓出廻豐富弱保合

綿糸 布法幣安ニ華商採算悪乍ラ思惑買アリ相場強調

週末相場綿糸 藍鳳一六手九五〇圓(前週ヨリ十圓高) 藍鳳二〇手
一、一〇〇圓(五〇圓高) 三二手一、二五〇圓(八〇圓高) 四二
手一、三六〇圓(七五圓高) 細布 藍鶴三八圓五〇(五〇錢高) 四
君子四綾黒三六圓五〇(一圓五〇高) 同五枚四〇圓(一圓高) 孔
雀鳩更紗金巾四一圓(一圓高) 四君子、「インタンズレン」布六
〇圓(一圓高)ナリ 以上

手付

普第八四號

三二一五

本年七月末日調陸軍機秘密書類紙ノ通りニ有之候

本及通席紙也

昭和十四年八月七日

會計検査院長 岡 今朝雄



垣征四郎殿

奉 命 手 付



59

第九號

26

照合
内幸

印
部

市
局

普第八四號

支
部
三
一
五

本院保管ニ係ル本年七月末日調陸軍機秘密書類別紙ノ通りニ有之候
右及通牒候也

昭和十四年八月七日

會計検査院長 岡 今朝雄

會計検査院長 岡 今朝雄

陸軍大臣 板垣征四郎 殿

第九一號

照合済

内幸

秘 閣

拾年保

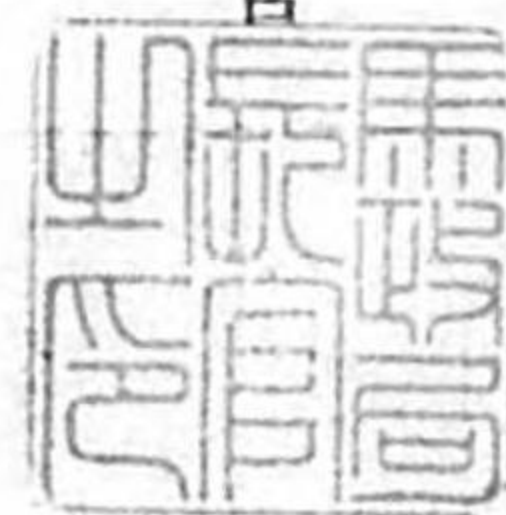
第十四馬第一二八九八號

昭和十四年八月三日



陸軍大臣殿

馬政局長官



馬政局

秘密書類保管ニ關スル件

當局ニ於テ保管ニ係ル陸軍秘密書類ニ關シ陸軍秘密書類取扱手續第十一條ニ依リ別紙調書ノ通り及報告候也

別紙一葉印刷掛保



(標模納)

閱

一五總第 五〇一號

昭和十五年十月二十一日

商工次官 岸

信

陸軍次官 阿南 惟幾 殿



別紙添附



第九二九號

決定臨時日本標準規格ニ關スル件

豫而及御通知置候臨時日本標準規格制定要項ニ依リ今般工業品規格統一調査會々長ヨリ左記臨時日本標準規格審議決定セル旨報告越候ニ付テハ不日官報彙報欄へ掲載公表可致候條其ノ實施普及ニ關シテハ何分ノ御配意相煩度此段御通知旁々得貴意候也

記

- 一 塗料用松煙
- 二 塗料用黒煙
- 三 塗料用チタン白
- 四 堅練ニ割チタン白
- 五 堅練ヘイント試験方法



中月三三

十月三十日

第九四號

軍務

申

官

閱

拾年保

第九四

昭和十五年十月二十五日

米二普通合第四七八七號

昭和十五年十月二十五日

別紙添附

外務次官心得 大橋 忠

陸軍次官 阿南 惟幾 殿

外務次官心得

陸軍 15.10.26 / 424 軍務課

亞國社會黨ノ國際及國內時局ニ關スル決議
文譯報ノ件

本件ニ關シ今般在亞內山公使ヨリ別紙寫ノ通來信越セルニ付御參
考迄右茲許送付ス

本信送付先 陸軍、海軍兩次官

外務省

寫

昭和十五年八月五日

在亞爾然丁國
特命全權公使 內山 岩太郎

外務大臣 松岡 洋右 殿

亞國社會黨ノ國際及國內時局ニ關スル決議文
譯報ノ件

今次歐洲戰爭ニ由因スル國際及國內時局ニ付其ノ態度闡明ノ目的ヲ以テ過般來開備中ナリシ當國社會黨會議ハ昨日終幕ニ當リ聲明ヲ發シ、客年九月來ノ歐洲事件ハ亞國ニ對シ政治的及經濟的ニ大ナル影響ヲ與ヘタルカ政治的ニハ全體主義國家ノ戰果ニ辭フ亞國反動主義者團カ謀反的武裝外國人團體ノ荷擔ヲ受ケツツ軍人ヲ使曠シ以テ政權奪取ノ舉ニ出テントスルノ曙光アル事實ニシテ經濟的ニハ歐洲大陸ニ於ケル多數自由主義國家ノ滅亡ハ我原料及食料品輸出市場ノ

外務省

喪失ヲ意味シ亞國輸出產業ノ將來ハ只管米洲諸國ノ相互貿易増達ニ懸リ居ル處今ヤ米洲ヲシテ絕對主義國家ノ魔手ヲ脱シ自由主義文明ノ庇護地タラシメンニハ大陸諸國ハ其ノ迷夢ヲ拂拭シテ相互ノ友好的紐帶ヲ固メ共同敵ニ對シ自己防護ノ策ニ出テサルヘカラス、ト爲セルト共ニ大要左ノ如キ決議文ヲ發表シ居レルニ付何等御參考迄右譯報申進ス

記

一亞國內ニ存在シテ謀反的性質ヲ有スルモノハ亞國人團體タルト外國人團體タルトヲ問ハス總テ其ノ保持スル武器、彈藥、文書、宣傳物等ヲ押收スルト共ニ直ニ之ヲ解散スヘシ

一在亞各國外交機關カ其ノ外交機能ヲ謀反的活動又ハ明白ニ我國利益ニ反スル活動ニ利用シ得サル爲大使館、公使館及領事館ニ對シ嚴格ナル監視及統制ヲ行フヘシ

一總テ政治的及政治組織的問題ハ專ラ國家ノ憲法及根本的法律ノ條